

川崎市上下水道局企業職員両親学級等職免取扱要綱

(平成10年3月31日9川水総職第686号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第9条の規定に基づき、妊娠、出産及び育児に関する各種の健康教育を総合的に行い、妊娠中の女性、胎児及び乳児の健康の保持増進を図るために保健所が実施する集団での指導（以下「両親学級等」という。）を職員が受講する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)

第2条 対象職員は、両親学級等を受講する妊娠中の女性職員又は妊娠中の配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び職員と婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係にある者をいう。以下同じ。）のある職員とする。

(サービスの取扱い)

第3条 両親学級等を受講するための時間については、職務専念義務を免除する。

(職免が認められる時間)

第4条 前条の職免が認められる時間は、1日の正規の勤務時間の範囲内で、両親学級等の受講時間及び受講場所への往復時間を合わせた時間とする。

(関係書類)

第5条 川崎市上下水道局企業職員サービス規程（平成10年水道局規程第15号）第22条第2項の関係書類は、職員又は配偶者等が妊娠していることを証明する分べん予定日証明書の写し又は母子健康手帳の写し及び両親学級等の受講日時、受講場所等の記載されているパンフレット等とする。

(例月給与の取扱い)

第6条 両親学級等を受講するための職免に係る給与は、有給とする。

2 前項の規定は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員については、適用しない。

（その他必要事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、両親学級等を受講するための職免に関し必要な事項は、上下水道事業管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日21川水総総第2041号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月1日2川上総庶第470号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行し、改正後の川崎市上下水道局企業職員両親学級等職免取扱要綱第6条第2項の規定は、令和2年4月1日から適用する。